

陳 情 文 書 表 （平成23年12月7日定例会提出）

陳情第19号

性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書

平成23年11月10日受理

陳情者 奈良市大安寺三丁目9-14-202  
性と生を考える会  
代表 中 田 ひとみ

（要旨）

貴議会におかれましては、住民の生活向上のため御尽力いただき心より感謝申し上げます。

私たち「性と生を考える会」は、2000年から奈良県を中心に、性的少数者の人権にかかわる活動をしています。多数者である「男性」「女性」とは違う性生きる「性的少数者（セクシュアル・マイノリティー）」と言われる人たちは、もちろん奈良県内各地域にも生活しています。

多くの人が異性に対して感じるのと同じように、同性に対して恋愛感情や性的欲望を感じる人たち（同性愛者）は、古くから時代や地域を問わず存在しています。また、学校を中心に、限定的ではありますが、身体の性別と心の性別とに違和感を持つ人たち（トランスジェンダー、性同一性障害含む）への取り組みが始まっています。出生時に身体の性別が男性か女性のどちらかに判別しづらい人たち（性分化疾患／インターセックス）の存在も、徐々に知られるようになってきました。

しかし、多くの人々の意識、教育、社会の制度や仕組みは、異性愛者であること、男性か女性のどちらかであることを前提としています。2004年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行以降も実際に性別変更できたのは一部の人であり、今も、外見と身体・戸籍の性別が異なる状態で生活している人がたくさんいます。また同性愛者への理解・法的整備は、諸外国に比べ、著しくおこなわれています。婚姻関係にない同性パートナーは各種手当や控除の対象とならず、一緒に住む住宅を探すことも困難であり、病気・入院時や死亡時にも家族扱いとされていません。

多くの性的少数者当事者は、今もさまざまな生活上の困難を抱えて暮らしています。多くの当事者は、自分を肯定することが難しいと感じており、自分がそうであることを言えずに生活しています。周囲の無理解や日常的なストレスの結果、学校におけるいじめ・不登校、年代を問わず自殺念慮や心身の健康を悪くしている現状が、幾つもの調査によって明らかになっています。

貴議会におかれましては、だれもが性別・性自認（自分の性別をどう認識しているか）や性的指向（愛情や性的欲望の方向性）にかかわらず、差別を受けることなく、個人や生き方が尊重される社会の実現のために、下記の内容について所要の措置を実施されることを要望いたします。

## 記

- 1 性別・性自認、性的指向、性的少数者への視点を人権課題として位置づけ、施策を見直すこと。
  - ・人権課題や計画の中に「性的少数者」「性自認」「性的指向」などの言葉を明記。
  - ・「女性」「子ども」「男女共同参画」など、現在の課題や施策の中に、性的少数者の視点を盛り込む。
- 2 外見と戸籍上の性別が一致していない人たち（トランスジェンダーの人たちなど）への配慮。
  - ・性別記載欄の存在する証明書や申請書の性別記載の再考と可能な限りの削除。
  - ・選挙はがきなど、「男・女」を「1・2」など記号形式へ変更することの検討。
- 3 多様な家族形態に沿った住宅確保の推進。
  - ・同性カップルや、多様な家族形態に対応できるハウスシェアリング制度の導入等。
- 4 公務員の家族に対する法的保護、社会保障制度の同性カップルへの適用。
  - ・同性パートナーを家族として適用することの検討及び関連条例・規則の見直し。  
例：忌引や介護休暇、職員住宅など
- 5 公的施設・学校施設において、性別にこだわらずに使用できるトイレ等設備の改善。
  - ・多機能トイレやトイレの個室化など、トランスジェンダーの人たちが安心して利用できる空間の確保。
  - ・更衣室やシャワー室などの工夫。
- 6 学校における性的少数者・多様な性のありようを含む性教育の充実。
  - ・性自認、性的指向など多様な性のありようや、性的少数者の存在及び人権に関する教育。
- 7 自治体職員、教育関係者、医療従事者などに対する研修・意識調査。
  - ・性的少数者である住民、生徒・学生、患者に対応するための研修。
  - ・職員のためのサポート体制（マニュアルの作成など）をつくる。
- 8 性的少数者に対する偏見・差別解消のための人権教育・啓発の推進。
  - ・性的少数者の人権について住民対象の研修や講演会を実施。
  - ・広報誌、啓発誌などに啓発記事の掲載。
- 9 性・性的指向に関する相談・権利擁護体制の充実。
  - ・相談可能な人材の育成や窓口の設置。
- 10 就職差別、不当解雇、職場差別などの禁止と職場環境・施設改善のための啓発。
  - ・性自認（トランスジェンダーであること）や性的指向（同性愛者であること）を理由にした差別禁止の啓発。
  - ・心の性別で働くことができるよう、更衣室や制服の配慮、トイレの工夫など。
- 11 DV被害者支援において、性的少数者である被害者の存在を想定した対策。
  - ・マニュアル作成、研究実施の際には同性間DVや性的少数者当事者である被害者（加害者）についても取り入れる。
  - ・男性被害者、トランスジェンダー当事者である被害者に対応できるシェルター確保や人材の育成。